

(1) 老人福祉施設等

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	計画の義務付け
通所介護	ぬびすりハビリセンター	西脇168-4	24-0027	0-0.5m未満	—	○
	デイサービスセンター ときの郷	西脇273	22-8700	区域外	—	
	リハプライド西脇	西脇885-39	24-4168	0-0.5m未満	—	○
	デイサービスセンター こころの里西脇	下戸田184-1	22-3456	区域外	—	
	デイホーム健々	大垣内13-2	24-1610	0.5-1m未満	—	○
	デイサービスセンター あげほ	寺内492-1	22-5011	区域外	—	
	デイサービスセンター こもれび庵	蒲江 551-1	23-6551	区域外	—	
	元気あっぷ西脇デイ サービスセンター	小坂町225-9	24-6701	区域外	土石流	○
	楽寿園デイサービスセ ンター	前島町260-1	23-7700	区域外	—	
	デイサービスもくれん	高田井町253-19	24-0260	1-2m未満	—	○
	オンベリーコ	上比延町1422- 14	25-0050	区域外	—	
	デイサービスセンター ナオミ館	八坂町213-1	22-8555	区域外	—	
	デイサービスセンター こはく	黒田庄町大門 39-1	28-5757	0-0.5m未満	—	○
	デイホームわらべ	黒田庄町岡 1068-49	28-5575	区域外	—	
	デイホーム里の家	黒田庄町石原 563	28-5335	0-0.5m未満	—	○
	桜丘デイサービスセン ター	黒田庄町田高 313-294	28-5582	2-3m未満	—	○
デイサービスセンター 向陽苑	黒田庄町黒田 783	28-3293	区域外	土石流	○	
通所リハビリ	しばざくら荘	上戸田194-1	23-5958	区域外	—	
	はたざわ医院	日野町158	23-8612	区域外	—	
	三木医院	大木町288-1	23-9343	0-0.5m未満	—	○
	生野医院	野村町1257-1	23-3122	区域外	—	
	上田医院	野村町865-5	22-3040	区域外	—	
短期入所	しばざくら荘	上戸田194-1	23-5958	区域外	—	
	コモエスタにしわき	蒲江 551-1	23-6551	区域外	—	
	楽寿園	前島町260-1	23-7700	区域外	—	
	さわやかリバーサイド 西脇	和布町168-2	25-0065	0.5-1m未満	—	○
	オンベリーコ	上比延町1422- 14	25-0050	区域外	—	
	みぎわ園	八坂町213-1	22-1358	区域外	—	

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	計画の義務付け
短期入所	向陽苑	黒田庄町黒田783	28-3293	区域外	土石流	○
特別養護老人ホーム	コモエスタにしわき	蒲江 551-1	23-6551	区域外	—	
	楽寿園	前島町260-1	23-7700	区域外	—	
	オンベリーコ	上比延町1422-14	25-0050	区域外	—	
	みぎわ園	八坂町213-1	27-1358	区域外	—	
	向陽苑	黒田庄町黒田783	28-3293	区域外	土石流	○
介護老人保健施設	しばざくら荘	上戸田194-1	23-5958	区域外	—	
特定施設入居者生活介護	さわやかリバーサイド西脇	和布町168-2	25-0065	0.5-1m未満	—	○
軽費老人ホーム	いずみ寮	八坂町213-21	27-0777	区域外	—	
ケアハウス	ハンナ館	八坂町213-18	27-1011	区域外	—	
老人福祉センター	西脇市総合福祉センター萩ヶ瀬会館	和布町277-1	23-0211	2-3m未満	—	○
有料老人ホーム	こころの里西脇	下戸田184-1	22-3456	区域外	—	
	さわやかリバーサイド西脇	和布町168-2	25-0065	0.5-1m未満	—	○
	ハーベストコート桜丘	黒田庄町田高313-294	28-5583	2-3m未満	—	○
	ハーベストコート桜丘2号館	黒田庄町田高313-273	28-5355	2-3m未満	—	○
認知症対応型通所介護	デイサービスゆうゆう	西脇518-2	25-0137	区域外	—	
	デイサービスセンターこみなみ野村	野村町491	24-1111	1-2m未満	—	○
認知症対応型共同生活介護	グループホームときの郷	西脇273	22-8700	区域外	—	
	グループホームゆうゆう	西脇518-2	25-0350	区域外	—	
	グループホームさくらんぼ	黒田庄町黒田1601-30	28-5550	0-0.5m未満	—	○
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームゆうゆう	西脇518-2	25-0353	区域外	—	

(2) 障害者関連施設

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	計画の義務付け
就労継続支援A型	ネクストリフレッシュ工場	和布町167-35	22-1660	0.5-1m未満	—	○
	ワークショップさくら	黒田庄町喜多1527-3	38-7651	0-0.5m未満	—	○
就労継続支援B型	そらいろ	西脇771-86松田ビル1F	25-0551	区域外	—	
	にこっと	寺内519-63	20-7952	区域外	土石流	○
	e c o n t e	蒲江320-3	23-8800	区域外	—	
	ドリームボール	黒田庄町喜多1519-3	38-7070	区域外	山腹崩壊	
	ワークショップゆめふぁーむ	黒田庄町田高317-2	28-3241	3-4m未満	—	○
就労継続支援A型就労継続支援B型	cambio西脇工場	和田町896	21-6271	0-0.5m未満	—	○
就労継続支援B型地域活動支援センター	ワークステップかりん／なかよし工房	黒田庄町前坂2139	28-2918	区域外	崩壊土砂	
就労継続支援B型生活介護・日中一時支援	虹の会工房/げんき	黒田庄町前坂2140	28-5128	区域外	崩壊土砂	
生活介護・日中一時支援	つなぐ	西脇263-1	25-2600	区域外	—	
日中一時支援	めぐみ訪問看護ステーション	郷瀬町405	24-5866	0-0.5m未満	—	○
宿泊訓練ホーム	宿泊訓練ホームわっしょい	大野542-73	24-1458	区域外	土石流	○
小規模作業所	杉の子ルーム	和布町277-1萩ヶ瀬会館3階	23-0211	2-3m未満	—	○
地域活動支援センター	ワークホームタンポポ	大野175	22-8149	区域外	土石流	○
放課後等デイサービス	チャレンジ・キッズ西脇	西脇1079	20-6992	0-0.5m未満	—	○
	こどもプラス西脇	上野23-101	38-8007	区域外	—	
児童発達支援放課後等デイサービス	みらいポケットにしわき	野村町1257-1生野医院2階	25-2377	区域外	—	

(3) 医療機関

区分	施設名	所在地	電話番号	浸水想定区域	土砂災害警戒区域	計画の義務付け
病院	西脇病院	下戸田652-1	22-0111	区域外	崩壊土砂	
	大山記念病院	黒田庄町田高313	28-3773	2-3m未満	—	○
一般診療所	いわたウィメンズクリニック	上比延町432-49	23-8888	区域外	土石流	○

※計画の義務付け欄は、計画作成の義務付けの対象となる施設に○印を印字しています。

水防法 抜粋

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 抜粋

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

消防計画に追記する例 ..以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
 消防計画の第1条(目的)に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

②自衛水防組織の項目を追加(手引き P21~P23参照)
 自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。 ※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

③洪水時の防災体制の項目を追加(手引き P4~7参照)
 「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

④洪水時の避難誘導の項目を追加(手引き P17~19参照)
 「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。 ※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

⑤避難の確保を図るための施設を追加(手引き P20参照)
 洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。 ※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加(手引き P21参照)
 従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追記する。 ※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

(目的)
 第〇条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び被害の軽減を図ることを目的とする。
 また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

(自衛水防の組織と任務分担)
 第〇条 〇〇〇〇の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表〇のとおり指定する。

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

項目を追加

(洪水時の活動)
 第〇条 洪水時においては、次の防災体制をとる。

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	〇〇情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	〇〇情報発表 〇〇地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、...	情報伝達係、避難誘導係、...
非常体制	〇〇情報発表 〇〇地区に避難勧告又は避難指示(緊急)発令	施設全体の避難誘導、...	避難誘導係、...

項目を追加

(洪水時の避難誘導)
 第〇条 洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
 (1) 避難場所・経路
 ・第〇条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
 ・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設〇棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
 (2) 避難誘導方法
 ・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
 ・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする...等

項目を追加

(洪水に備えての準備品)
 第〇条 第〇条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿(従業員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

不足分を追加

(洪水対策に係る教育及び訓練)
 第〇条 施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

	予定実施月	内容
全従業員	〇〇月	(1) 洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修
新入社員	その都度	(2) 情報収集・伝達に係る訓練
自衛水防組織	〇〇月	(3) 避難誘導に係る訓練

項目を追加